=総 説=

がん専門薬剤師の誕生と育成の歴史、臨床における役割

History of the establishment and training of the oncology pharmacist in Japan, and their role in clinical practice

河原昌美*

Masami Kawahara *, Ph.D.

愛知学院大学薬学部臨床薬学講座

Department of Clinical Pharmacy and Sciences, School of Pharmacy, Aichi-Gakuin University

Summary

Malignant tumors are the leading cause of death in Japan, and various policies are being implemented, including Cancer Control Act enacted in 2006. Since the 1990s, the work of pharmacists in wards has been highly evaluated and their work have expanded. In the United States, the board-certified oncology pharmacist (BCOP) authorization was started in 1998 by the Board of Pharmacy Specialties established in 1976 as an autonomous division of the American Pharmacists Association. The BCOPs improve patient care and play an important role in multidisciplinary healthcare team. The Japanese Society of Hospital Pharmacists started the system for the oncology pharmacist in 2006, based on the US system, and a three-month training program was launched. It was consisted from lecture training, practical training, and clinical research. This three-month training program has resulted in an increase in the number of oncology pharmacists. Many oncology pharmacists have begun the clinical researches, and evidences are emerging. In 2009, the oncology pharmacist system was transferred to the Japanese Society of Pharmaceutical Health Care and Sciences, and became the first pharmacist's license to be eligible for advertising under the Medical Law. The duties of the oncology pharmacists are wide-ranging, including regimen management, participation in and support for anti-tumor drug prescription design, guidance about the side effect to patients, supportive care, and conducting outpatient preliminary consultations. The presence of oncology pharmacist is essential for implementing cancer chemotherapy, and it is necessary to train more certified pharmacists.

Keywords: oncology pharmacist, cancer chemotherapy, cancer control act, clinical research

*Corresponding author: Masami Kawahara *, Ph.D. Tel: +81-52-757-6767, Fax: +81-52-757-6799 e-mail address: m-kawa@dpc.agu.ac.jp

1. はじめに(がん対策の推移とがん専門薬剤師誕 生の背景)

日本人の死亡原因の第一位は、1981年以降変わらず悪性新生物であり、2022年の全死亡者の24.6% を占めている¹⁾。ライフスタイルの変化等の影響もあって大腸がん、乳がん、肺がんなど欧米型のがん も増加を続けており、早期発見による生存率向上 が望まれる。日本のがん対策は、1984年~1993年 度の「対がん10ヵ年総合戦略」(厚生省)に始ま る。1981年に悪性新生物が死亡原因の第1位とな り、克服のための戦略が急務として策定されたも のである。続く1994~2003年度には、「がん克服 新10ヵ年戦略」(厚生省、文部省、科学技術庁) が策定され、がんの本体解明を目指して、がん対策 事業が継続した。2004~2013 年度は、「第3次対 がん克服新10か年総合戦略」(厚生労働省、文部 科学省)が策定され、「がん罹患率と死亡率の激減」 を目指し、がん研究の推進および質の高いがん医 療を全国に普及することを目的に、「がん予防の推 進」と「がん医療の向上とそれを支える社会環境の 整備」が柱となった²⁾。現在は、2014 年度からの10 年計画で「がん研究10 か年戦略」(厚生労働省、 文部科学省、経済産業省)が進められているところ である(Table 1)。

2004年にスタートした「第3次対がん克服新10 か年総合戦略」では、がんの罹患率・死亡率の激減 を目指し、①がん研究の推進、②がん予防の推進、 ③がん医療の向上とそれを支える社会環境の整 備を3つの柱として、政策が進められた(Fig.1)。 ③がん医療の向上とそれを支える社会環境の整 備では、「がん研究・治療の中核的拠点病院の整備」、 「がん医療の均てん化」が求められている。「がん 医療の均てん化」は、全国のどこの病院においても 最適ながん医療を受けることができることを目標 にしており、そのためには、がん治療に携わる医師、 薬剤師、看護師など専門的医療人の育成が重点課 題とされた。一方、がん研究だけでなく臨床現場に おいても、がん医療の向上を目指すためにがん対 策推進本部が厚生労働省に設置され、2005年に「が ん対策推進アクションプラン 2005」が公表された。 そして、2006年には「がん対策基本法」が成立し、 翌 2007年から施行された。「がん対策基本法」の 早期成立背景には、がんに罹患した国会議員によ る働きかけも契機となった。2007年6月には、「が ん対策推進基本計画」が策定され、重点的に取り組 むべき課題として、①放射線療法・化学療法の推進、 及びこれらを専門的に行う医師等の育成、②治療 の初期段階からの緩和ケアの実施、③がん登録の 推進が挙げられた³。

2000年代は、がん医療に携わる医療者の環境が 激変した時代だったと考えられる。そのような中、 日本のがん専門薬剤師制度の始まりは、2005年に 遡る。ちょうど薬学6年制への移行を翌年に控え、 薬剤師職能の拡大と専門家としての高度な能力の 拡充が期待されていた年でもある。筆者は、この激 動の時代に、がん専門薬剤師制度に継続して関わ ってきた。現在は、知名度があがってきたがん専門 薬剤師であるが、がん専門薬剤師の認定及び育成 に関する歴史と臨床への貢献について紹介したい。

Law		Japanese Government		Cancer Control Promotion Coucil*		Cancer Educational Program for Professional Oncologists**	
	1984	Comprehensive 10-year Strategy for Cancer Control (~1993)					
	1994	New 10-year Strategy to Overcome Cancer (~2003)					
2005 Action Plan 2005 for Promotion of Cancer Contro	1 2004	The 3rd-term Comprehen- sive 10-year Strategy for Cancer Control (~2013)	2007	Basic Plan to Promote Cancer Control Program	2007	Cancer Educational Program for Professional Oncologists (~2111)	
2006 Cancer Control Act was enacted			2012	Basic Plan to Promote Cancer Control Program revised	2012	Cancer Educational Program for Professional Oncologists advanced plan (~2016)	
Amendment and Implemen- tation of a law to revise a part of the Cancer Control Act	2014	Comprehensive 10-year Strategy for Cancer Control formulated (~2023)	2018	Basic Plan to Promote Cancer Control Program revised	2017	Cancer Educational Program for Professional Oncologists for divers needs (~2021)	
			2023	Basic Plan to Promote Cancer Control Program revised	2023	Cancer Educational Program for Professional Oncologists next stage (~2028)	



Fig. 1 Overview of the Basic Plan to Promote Cancer Control Programs

Cited from White Papers & Reports, Annual Health, Labour and Welfare Report 2009-2010, 2. Health and Medical Services, No.50. https://www.mhlw.go.jp/english/wp/wp-hw4/dl/health_and_medical_services/P74.pdf, (accessed Oct. 23, 2023).

2. 米国の専門薬剤師制度

薬剤師が専門性を発揮している米国では、1976年 にアメリカ薬剤師会(APhA:American Pharmacists Association)によって専門薬剤師認定委員会(BPS: Board of Pharmaceutical Specialties)が設立された。高 度化する医療技術の進歩に伴い、専門性を活かし、 患者により良質の医療を提供するという社会的要 請に応えるために制定された。薬剤師免許取得後 の専門薬剤師認定に向けた制度や教育体系の整備 を進め、1990年の核医学の専門薬剤師認定を皮切 りに、薬物療法専門薬剤師、栄養サポート専門薬剤 師、精神科専門薬剤師、がん専門薬剤師(1998年) と様々な分野の専門薬剤師制度が整備され、現在 では 14 の領域の専門薬剤師制度がある(Table 2) 4.5)。
 Table 2.
 Number of Active Certifications Issued by the Board of

 Pharmacy Specialties
 Pharmacy Specialties

Category	Abbreviation	Start year	Number 364	
Nuclear Pharmacists	BCNP	1990		
Pharmacotherapy Specialists	BCPS	1991	30,505	
Nutrition Support Pharmacists	BCNSP	1992	1,028	
Psychiatric Pharmacists	BCPP	1996	1,525	
Oncology Pharmacists	BCOP	1998	4,121	
Ambulatory Care Pharmacists	BCACP	2009	5,763	
Cardiology Pharmacists	BCCP	2017	633	
Critical Care Pharmacists	BCCCP	2013	3,993	
Geriatric Pharmacists	BCGP	2017	4,640	
Infectious Diseases Pharmacists	BCIDP	2017	1,731	
Pediatric Pharmacy Specialists	BCPPS	2013	1,722	
Sterile Compounding Pharmacists	BCSCP	2018	1,358	
Solid Organ Transplant Pharmacists	BCTXP	2020	255	
Emergency Medicine	BCEMP	2023	•	
Pain Management		in preparatio	n	
Pharmacoinformatic	under consideration			

Created based on annual report BPS 20225)

日本学術会議・薬学委員会の提言、専門薬剤師の 必要性と今後の発展-医療の質の向上を支えるた めに-のによると、米国臨床薬学系大学協会(ACCP: American Clinical College of Pharmacy) 自書 2006⁷で は、専門薬剤師について次のように述べられてい るという。

- 1) 将来の臨床薬剤師は、専門薬剤師を有している べきである
- 2) 専門領域の認定は、医師、薬剤師に共通して存 在するものと言える。
- 医師との協定に基づく処方行為を行う薬剤師は 全て専門薬剤師資格を有しているべきである。
- レジデンシーの教師は全て専門薬剤師資格を有しているべきである
- 5) 専門薬剤師資格を有しているものが行った業務 には、それ相当の報酬が与えられるべきである。
- 6)専門薬剤師有資格者の特権を追求するにあたって、さまざまな障害が存在するが、専門薬剤師 資格の価値を立証していくことで、解消される と信ずる。

これは、約20年前の米国における将来の薬剤師 のあり方についての提言であるが、現在の日本で も、当てはまる内容と考えられる。米国ではPharmD (Doctor of Pharmacy)取得後に、日本の研修医制度の ような PGY1 (Post Graduate Year 1) や PGY2 (Post Graduate Year 2)という研修制度が準備されており、 卒業後すぐに就職するよりも、短期間で専門薬剤 師が取得できるシステムになっている。専門薬剤 師の制度は、BPS によって整備統一されており、7 年毎に資格更新することが、必須となっている (Table 3)。 日本で専門薬剤師制度が発足した 2005 年当時、 米国では、核医学、薬物療法、栄養サポート、がん、 精神科の5つの分野で合計5,000 名ほどの専門薬剤 師が認定されていたが、2023 年8月現在、14の領 域で 57,629 名の専門薬剤師が認定されている⁵⁾

(Table 2)。最も多いのは、薬物療法専門薬剤師で、 全体の約 50%を占めている。がん専門薬剤師は、 1998 年に認定開始され、2005 年に 500 人程度であ ったものが、2022 年 12 月時点で 4,121 名に増加し た。米国では極めて多くの専門薬剤師が臨床現場 で活躍していることがわかる。

3. 日本の専門薬剤師制度成立への準備

日本の認定薬剤師、専門薬剤師の制度の歴史は、 約30年前に遡る。進歩する薬物治療に対し、最新 の知識を持ち、医薬品適正使用に貢献すべく薬剤 師の生涯学習を支援・推進するために1989年に薬 剤師研修センターが設立され、1994年から薬剤師 研修センターの「研修認定薬剤師」が発足した⁸⁾。 同じ年に日本病院薬剤師会も病院薬剤師の研修へ の意欲をさらに増進させ、その倫理的及び学問的 水準を高め、国民の公衆衛生の向上及び増進に寄 与することを目的として「日病薬生涯研修認定制 度」を発足させている⁹⁾。薬剤師の知識と能力を維 持・向上させることの重要性が認識され始めた時 期と考える。しかし、これら2つの認定薬剤師は、

「自己研鑽」をしているジェネラリストの薬剤師 を認定する性質のものであった。

Board-Certified Oncology Pharmacist (BCOP- JSPHCS*)	Board Certification in Oncology Pharmacy (BCOP) Requirements 			
Requirements				
 Pharmacy degree + 5 years practice with > 50% oncology experience according to the guidelines Active pharmacy license 	 Pharmacy degree + oncology residency + 1 year oncology practice OR Pharmacy degree + 4 years practice with > 50% 			
• 50 case reports of own experience	oncology experience			
 50 points of attendance to oncology seminar 	 Active pharmacy license 			
 A member of JSPHCS 	 Pass examination 			
 Pass examination 	 Renewal every 7 years 			
 Renewal every 5 years 	Optional			
Optional				

Table 3. Application requirement for oncology pharmacist in Japan and US

*: Japanese Society of Pharmaceutical Health Care and Sciences

薬剤師が薬局内から病棟へ活躍の場を広げていた 1980 年代、病棟での活動に対し、「入院調剤技術基本料」が診療報酬として認められた (1998 年)。 薬剤師が行う医師・看護師への医薬品情報提供、患者ごとの服薬説明・指導、薬歴作成、注射薬個別セットという業務に対し、入院患者 1 人につき月 1 回、100 点が加算できるものであった。薬剤師の調剤以外の仕事に対する診療報酬は、1981 年の特定 薬剤治療管理料 (TDM: Therapeutic Drug Monitoring) 以来の画期的なものであり、自発的な業務に対する加算という点では初めてだった。入院調剤技術 基本料は、薬剤師の病棟での活動が認められ、その 後は 1990 年に 200 点に増額され、1994 年に名称を

「薬剤管理指導料」と変更、診療報酬は月600点に 増額し、さらに480点x2回、350点x4回へと増 額された。このように薬剤師の能力が評価される 時期、日本臨床薬理学会は、1995年に認定薬剤師 制度を制定した。「臨床薬理学の専門家としての高 度な知識と錬磨された技能を備える薬剤師を養成 し、国民がより有効でかつ安全な薬物治療の恩恵 を受けられるために貢献し、併せて臨床薬理学の 普及向上を図る」 ことを目的にしている (日本臨床 薬理学会 認定薬剤師制度規則 第1条)。この制度 では、生涯研修認定とは異なり、学会が認める臨床 薬理学領域の教育・臨床試験・薬物治療の専門家に ふさわしい実力を備え、学会発表、論文発表の実績 を有し、認定試験に合格することが課せられた初 めての「認定薬剤師」の制度であった。そして、1998 年には日本医療薬学会が、医療薬学分野の実務経 験に基づく一定水準以上の知識・技能と学術活動・ 研究活動の実績を有する認定薬剤師を認定する制 度を開始した。薬剤師が薬局内から病棟へと活躍 の場を広げると、病院薬剤師の仕事は拡大し、さら に医療の高度化に伴って、より専門的な知識と業 務が要求されるようになる。日本生薬学会漢方薬・ 生薬認定薬剤師(2000年)、日本糖尿病学会糖尿 病療養指導士(2001年)、日本臨床栄養代謝学会 (元日本静脈経腸栄養学会)NST 専門療養士 (2004 年)、など特定の分野の認定も開始され、学会主導 の認定薬剤師制度が広がっていくこととなった。

同時期、日本病院薬剤師会は、拡大する薬剤師の 専門性について検討するため、学術委員会を立ち 上げ、1998年から4年に亘り、「認定薬剤師・専 門薬剤師制度に関する調査研究」と「薬剤師の専門 性に関する業務領域の調査研究」を実施した¹⁰。日 米における認定薬剤師・専門薬剤師制度、認定状況 に関する調査、日本において必要とされる専門薬 剤師領域および認定制度への提言が目的であった。 そして、AphA によって設立された BPS が認定す る専門薬剤師の業務内容と活動状況を参考に、「が ん薬物療法」、「感染制御・感染管理」、「栄養療 法支援」、「TDM および PK/PD 解析を基盤とした 薬物療法」に関する専門薬剤師が必要であると提 言した。これら4分野のうち、当時手付かずであっ た「がん薬物療法」と「感染制御・感染管理」の専 門薬剤師制度の立ち上げが必要であると結論し、 感染制御専門薬剤師制度とがん専門薬剤師制度に 着手することになる。2000年当時は、専門薬剤師 という制度の認知度はほとんどなかった。制度設 計にあたって、がん領域を専門とする医師にアン ケート調査を実施した結果、薬剤師に求める業務 内容として、①レジメン管理、②処方設計への参 画·支援、③副作用説明と支持療法が期待されてい ることが明らかになった 11)。これらの情報を参考 に、「がん専門薬剤師」に関する認定申請資格が制 定された(Table 3)。認定要件制定には、関連する 医学・臨床医学系学術団体関係者との連携も行わ れた¹⁰⁾。おりしも、「第3次対がん10か年総合戦 略」にあるがん医療水準均てん化を推進するため、 都道府県がん診療拠点病院等がん専門医療機関の 薬剤師を対象とした研修コースを設置してがん専 門薬剤師を育成することを目的に、2006 年度に 1 億1,400万円が予算化され、これが日本病院薬剤師 会に委託された¹⁰⁾。

4. がん専門薬剤師制度の整備と研修開始

こうして、がん専門薬剤師の養成を目的に、日本病院薬剤師会による「がん専門薬剤師養成のための3ケ月研修」(以下、3ケ月研修)がスタートすることになる。研修開始にあたり、まず指導者と研修施設が必要となる。さらに、認定試験問題作成を担う人材も必要となった。そこで、Table 3 に示すがん専門薬剤師の要件のうち、試験合格を除いた要件を満たす薬剤師を暫定的に認定し、指導お

よび試験問題作成を行うことになった。当時の日 本病院薬剤師会会長であった全田浩氏によって、 全国を 8 つのブロックに分け、がん専門病院等研 修にふさわしい全20施設を想定して、がん専門薬 剤師の適格者の推薦を依頼し、認定委員会での審 査後に、最初のがん専門薬剤師を委嘱することに なった。これが、2005年12月12日である。候補 者は、2006 年 1 月 27 日までの短期間に推薦するよ う依頼された。約1ケ月しか猶予はなかった。その 結果、2006年3月に41名が認定(12名が正式認 定、29名が暫定認定(1年以内に論文条件を満たす 必要あり))された。29名の暫定認定のうち、1年 以内に論文条件を満たさず認定取り消しとなった ものもあり、2006 年度末で、最終的に合計 29 名が 第1期のがん専門薬剤師となった。筆者は、当時の 薬剤部長から申請するよう要請され、短期間での 準備の末、正式認定を得ることができた。その後、 約半年で研修受け入れ準備を行い、2006年9月1 日から、第1期の研修を開始することになる。

3 ケ月研修は、講義研修、実務研修、課題報告の 3 つからなっており、筆者も金沢大学附属病院で、 2006 年 9 月から 1 期各 3 名、年間 3 期のがん専門 薬剤師の研修を指導することになった。「講義研修」 では、がんに関する総論、各論、緩和ケア、栄養管 理、薬物療法、支持療法など、がん診療の第一線で 活躍する医師、看護師等に依頼し 22 時間の講義プ ログラムを組んだ。がんに関する体系的な講義が 聴講できるよい機会であり、薬剤師だけでなく、研 修医、看護師、医療スタッフにも広く聴講してもら った。「実務研修」では、抗がん剤の調剤、ミキシ ング、血中濃度モニタリング、骨髄移植と免疫抑制 剤の管理、移植片対宿主病(GVHD: Graft Versus Host Disease)の対処法、副作用モニターに加え、消 化器がん、乳がん、血液がん、骨軟部腫瘍、肝がん、

膵臓がん、小児がんの病棟をローテーションし実際のがん医療について学んだ。また、緩和ケア、NST (栄養サポート)、褥瘡などのチーム医療へも参加、 外来化学療法室でのミキシングや病棟での患者指 導、レジメン管理、臨床試験、クリニカルパスへの 関与についても実習した。さらに英語論文を抄読 し、最新の情報に対する批判的吟味や情報収集を 学ぶという濃密な内容であった。そして、「課題報 告」では、3 ケ月研修を通して、興味を持ったがん に関する臨床課題に取り組んでもらった。その成 果は、学会発表につなげるよう指導し、いくつかの 成果は論文発表にもつながった。

日本病院薬剤師会の当初の目標は、年間 300 人 のがん専門薬剤師の育成であったが、残念ながら 思うようには増えなかった。その原因の一つは、が ん専門薬剤師の申請には、がんに関する論文 2 報 と学会発表 3 回という研究業績が必要とされてい たことが大きい。しかし、がん専門薬剤師取得を目 指す病院薬剤師たちは、3 ケ月研修を機に積極的に 学会や論文の発表に取り組み始めた。当時、臨床現 場の薬剤師が、業務の傍ら研究を行って学会や論 文で発表を行う例は、必ずしも多くなかったが、 2006 年以降、日本医療薬学会年会での発表数が飛 躍的に増加し、日本病院薬剤師会雑誌や医療薬学 誌などへのがん関連の論文投稿も増加した(Fig.2)。 がん専門薬剤師の取得を目標にしたことが一つの 契機になったと感じている。



Fig. 2 Changes in the number of oncology-related papers in the total number of papers in the two journals for hospital pharmacists

Open circles represent the total number of accepted papers, closed circles represent the number of oncology-related papaers, closed diamonds with dotted lines represent the percentage of oncology-related papers in the total papers. (A) Japanese Journal of Pharmaceutical Health Care and Sciences, (B) Journal of Japanese Society of Hospital Pharmacists. *: the data for 2009 is 6 months.

5. がんプロフェッショナル養成プラン、がん診 療拠点病院の整備

がん対策基本法が制定され、がん専門薬剤師制 度が創設された 2006 年当時、がん医療水準の均て ん化は喫緊の課題として、全体的な医療水準の底 上げが必要であった。文部科学省は、2006 年にが ん医療に携わる専門的な人材を養成するために、 「がんプロフェッショナル養成プラン」の事業を 開始した。がんを横断的・集学的に診療できる専門 家の養成、高度化したがん医療の推進のために、が ん医療に習熟した医師、薬剤師、看護師、その他の 医療スタッフの養成を行うことを目的としている。 全国で18のプランが選定され、2007年から2011 年までの5年間で、がんに特化した医療人材の養 成に向けた取り組みが行われ、特に放射線療法、化 学療法、緩和医療等に関する専門資格取得に特化 した大学院教育コースが開設されるなど、日本の がん専門医療人の教育システムが大きく変革を遂 げた¹²⁾。

2006年は、さらに、がん診療連携拠点病院の整 備がスタートした年でもあった。がん診療拠点病 院の整備に関する通知(健発第0201004号、平成18 年2月1日、厚生労働省健康局長)で、都道府県に 概ね1 ケ所の都道府県がん診療拠点病院を指定、 各2次医療圏に1ケ所程度の地域がん診療連携拠 点病院が指定された。この要件には、「がん薬物療 法に精通した薬剤師が 1 人以上配置されているこ とが望ましい」と記載されている。本通知は 2008 年に改訂され、「専任の化学療法に携わる専門的な 知識及び技能を有する常勤の薬剤師を 1 人以上配 置すること」、「緩和ケアチームに協力する薬剤師 を1人以上配置することが望ましい」と示され、薬 剤師への期待がさらに大きくなっている。がん診 療連携拠点病院に指定されることで、病院評価や 診療報酬にも影響する。専門資格を持つ薬剤師の 存在が、がん医療に貢献することが認知され、日本 でのがん専門薬剤師の活躍が期待された。

6. がん専門薬剤師が医療法上の標ぼう可能な 資格へ

がん専門薬剤師は、2010年に、医療法上広告標 ぼうが可能な初めての薬剤師資格として認められ た。2002年に制定された医療法上広告標ぼう可能 な専門資格は、2023年現在、専門医師(59)、歯科 医師(5)、看護師(27)、薬剤師(2)が認められ ている。広告標ぼう可能な資格は、それぞれの医療 職の専門性を社会に対してわかりやすくアピール することに役立っており、患者が医療サービスを 受ける際の目安になる。医療法上の広告標ぼう可 能な資格には、医療法で規定する下記のいくつか の条件がある。

- 学術団体として法人格を有した組織が認めるものであること
- ② 学術団体は会員数が千人以上であり、その八割以上が当該認定に関わる医療従事者であること
- ③ 5年以上のカリキュラムに沿った研修を 積む必要があること
- ④ 適正な認定試験を実施していること
- ⑤ 定期的な更新にかかる制度があること
- ⑥ 認定者を公表すること

がん専門薬剤師制度を立ち上げた日本病院薬剤 師会は、学術団体ではなく、病院薬剤師の職能団体 であったため、上記の「学術団体として法人格を有 した組織が認める」条件に当てはまらなかった。 そこで、がん専門薬剤師を広告標ぼう可能な資格 にするために、2009年に認定母体を日本医療薬学 会に移行することになった。

がん専門薬剤師を広告標ぼう可能な資格にする ことは、薬剤師のがん医療への関与を正式に評価 認定するものであり、画期的であったと考えられ る。

米国の専門薬剤師は、BPS によって、制度が組 織的に規定され、専門性が保証されている。日本で は、2023 年現在、名簿で専門薬剤師認定者が公表 されているものは8学会、計16専門薬剤師資格が あるが、各学会や職能団体、認定組織が独自に設立 したものであり統一性がない。日本でも、国民のニ ーズに応える新たな第三者機関認証の必要性が議 論され始めている¹³。

7. がん専門薬剤師の研修ガイドライン作成

がん専門薬剤師制度が日本医療薬学会に移行す るにあたり、制度の見直しと整備が行われ、がん専 門薬剤師の認定委員会、研修小委員会、試験小委員 会を設置した。認定委員会では、がん専門薬剤師の 認定、更新、その他制度に関わることを検討する。 研修小委員会では、がん専門薬剤師の研修コアカ リキュラムと研修ガイドラインを作成し、研修制 度を確立する。試験小委員会では、がん専門薬剤師 として必要な知識を問う試験問題を作成し、試験 を実施することになる。

認定母体が日本医療薬学会に移行して、大きく 変化したのは 5 年間の研修施設での研修が課せら れたことだった。移行前までは、日本病院薬剤師会 が認定する研修施設での3ケ月間の研修あるいは 研修施設での3年以上のがん薬物療法への関与で あったものが、医療法上の広告標ぼう可能な資格 の要件に合わせ、日本医療薬学会が認定する研修 施設において指導薬剤師のもと、5年以上のカリキ ュラムに沿った研修を積むことが必要となった。 質の高い研修を担保するため、日本医療薬学会の がん専門薬剤師研修小委員会は、5年間の研修ガイ ドラインを策定し、がん専門薬剤師に必要とされ る知識や経験を具体的に示した¹⁴⁾。筆者も委員と してガイドラインの作成に携わったが、ガイドラ インの策定には約2年間の時間を要し、2012年12 月にようやく公開された。コアカリキュラムが4ペ ージであったのに対し、ガイドラインは40ページ の大作となった。現在は、改定を重ね、第7版(53 ページ)が公開されている。本ガイドラインは、専 門薬剤師のあり方を問うものであり、がんに関す る基礎知識はもちろんのこと、患者のモニタリン グ、抗がん剤の取り扱い、がんに関する情報収集と 評価能力、支持療法、臨床知識に関する研修内容を 細かく示している。

がん専門薬剤師の研修施設として認められるた めの要件は、日本医療薬学会が認定する「がん指導 薬剤師」あるいは「医療薬学指導薬剤師」が1名以 上勤務し、ガイドラインで必要とされる研修が実 施可能な施設に限られる。そこで、研修施設をでき る限り多く確保するため、日本医療薬学会への移 行時には、日本病院薬剤師会認定のがん専門薬剤 師であれば、一定の審査を経て暫定的ではあるが、 がん専門薬剤師、がん指導薬剤師に移行できるこ とになった。この制度の開始で、日本病院薬剤師会 のがん専門薬剤師 233 名のうち 69 名が日本医療薬 学会認定の広告標ぼう可能ながん専門薬剤師とし て認定を受けた。がん専門薬剤師の数は、Fig.3 に 示すように徐々に増加し 2023 年 3 月現在、786 名 である。



Fig. 3 Increasing of Board certified Oncology Pharmacists of Japanese Society of Pharmaceutical Health Care and Sciences (BCOP-JSPHCS)

Closed bars represent the total number, gray bars represent the renewal number and open bars represent the newly approved number for BCOP-JSPHCS, respectively.

8. がん専門薬剤師取得のための症例検討会

がん専門薬剤師制度が日本医療薬学会に移行し た時、論文業績の条件が削除されたが、50 症例の 薬学的介入が次の課題となった。筆者は、がん専門 薬剤師認定委員会の委員あるいは委員長として、 長く審査に関わってきた経験から、薬剤師として の介入の仕方や症例の記載方法を指導したいと考 え、2012 年に科学研究費補助金を取得し、北陸地 区の薬剤師を対象に症例検討会を開催した。(科学 研究費補助金:奨励研究 24929009) がん専門薬剤師 資格取得者をファシリテーターとして、参加者が それぞれ症例報告書を持ちより、グループディス カッションでブラッシュアップ後、最後に内容を 共有する形式とした。参加者へのアンケートでは、 25名の参加者のうち12名が、がん専門薬剤師取得 へのハードルは、50 症例の薬学的介入の症例提出 であると回答した。本セミナーは2012年に2回開 催したが、Fig.4 に示すように大変良かった (5 段階 評価の5)と答えた参加者が88%、よかった(5段 階評価の4)と答えた参加者が12%であり、全員が 次回以降も参加したいと回答した。そこで、翌年か ら石川県高度専門医療人材育成事業の援助を受け、 石川県のがん専門薬剤師取得者とともに、症例検 討会を 2022 年まで継続した。この事業では症例検 討会のみならず、近隣の薬局や病院との薬薬連携 研修会を開催し、がん医療の均てん化も進めてい った¹⁵⁾。これらの取り組みを通し、石川県のがん

専門薬剤師数は、2012 年には全国 17 位だったもの が、2019 年には第 7 位まで増加、がん指導薬剤師 数も 7 位に増加した。これら石川県のがん専門薬 剤師の活動が、がん医療の均てん化に貢献したこ とを評価され、2021 年には日本病院薬剤師会の江 口記念がん優秀活動賞を受賞するに至った。







A questionnaire survey was conducted among 25 participants of the first case review meeting. Submitting 50 case reports was the most difficult task, and all participants answered that they would like to participate in the next time.

9. がん専門薬剤師の役割と臨床への貢献

2011 年に小林がん学術振興会の助成を受け、 MSKCC (Memorial Sloan Kettering Cancer Center)に 研修に行く機会を得た。薬剤部長 Lucarelli C.D に よると、米国のがん専門薬剤師は、次のような責務 を行っているとのことだった。

Oncology Pharmacist Responsibilities

- Interpretation of Physician Orders--All orders are checked with the patient's medication profile and protocol (when appropriate) for the agent, dose, frequency and schedule
- 2. The pharmacist shall check for the accuracy of dosage; observance of attenuation schedules; route and mode of administration; ensures that, when necessary, pre and post therapy medication is given; checks the pretreatment lab values, signs the order and initials appropriate lab values

3. The pharmacist shall verify patient registration and informed consent prior to dispensing the treatment

これらを間違いなく実施するために、2011年に は、すでに化学療法指示の記載に関するガイドラ イン、独自の制吐療法ガイドライン、スタッフ用レ ジメンと患者用の詳細な情報提供書、薬剤毎の最 大投与量一覧が作成され(処方オーダー上も上限 を超えると警告が発せられる)、検査値に関しても、 異常値が認められれば警告が発せられるシステム ができていた。抗がん剤の投与過誤は、生命に直接 かかわるため、がん治療における投与過誤を防ぐ ための注意事項一覧が作成され、医師の処方オー ダーは、薬剤師の承認がなければ、入力を完了でき ない。専門薬剤師に課せられた責任は重く、信頼も 厚いことを強く感じる機会であった。日本で、がん 専門薬剤師制度を立ち上げたときに、医師から期 待されていた内容と同じであったことも印象深い。

現在、日本において、がん専門薬剤師に求めら れる主な役割は下記のように多岐にわたっている。

- レジメン審査(申請されたレジメンがエビデンスに基づいた正しいものであるか確認)
- ② 承認されたレジメンを実施するための輸液、 ルート、調製方法、投与方法など具体的な内 容整備と電子カルテへの登録
- ③ 医師から示された治療法を患者にわかりや すく説明し、複数の治療法から選択するための相談(がん患者指導管理料 200 点)
- ④ 院内のがん治療に関する講義や曝露対策などの体制整備
- ⑤ 一部の病院で実施されている薬剤師外来での患者相談や体調管理
- ⑥ がん化学療法に伴う副作用に対する支持療 法の提案と実践及び患者指導
- ⑦ がんに関する臨床研究への関与
- ⑧ 検査値、体表面積に基づいた投与量確認
- ⑨ 抗がん剤の調製

治療法の選択をする場合には、患者毎の生理機 能、家族や仕事など患者状況、患者の希望を考慮し、 薬の特性を考えて、最もよいと思われる方法を提 案する。患者の背景はさまざまで、小さなお子さん がいる場合、介護が必要な家族がいる場合、併存疾 患があるために抗がん剤との相互作用が生じる場 合、時には脱毛を受け入れがたい方や、経済的事情 で治療の選択肢が限られる方もいる。また、妊孕性 に関する相談が必要な場合もある。がん化学療法 はガイドラインに沿って実施されるが、個別に考 慮しなくてはならない事柄は多く、日々、全力でエ ビデンスを探しているといっても過言ではない。

櫻井らは、がん診療連携拠点病院の薬剤部門長 に対し、がん専門薬剤師の有無で業務や意識に差 があるかどうかを調査した¹⁰。その結果、経口抗が ん剤のレジメン監査状況、経口支持療法薬や併用 薬の確認に有意な差を認め、がん専門薬剤師がい る施設の方が、がん化学療法の安全性が担保され ていると考えていることが分かった。その理由と して、薬剤師の知識不足やマンパワー不足を上げ ている。がん専門薬剤師の存在は、安全ながん化学 療法には重要な役割を果たすと考えられる。

10. がん専門薬剤師の研究の紹介

がん専門薬剤師は、安全で効果的な治療を見守 る番人のような役割を果たす。その一方で、忘れて はならないのが、チーム医療における薬剤師の科 学者としての役割である。薬剤師が大学で教育さ れた研究能力は、臨床で科学者の視点としても活 かされる。医療現場で起きた、さまざまな問題に対 し、それが個人差によるものなのか、未知の事象な のかを見極め、原因を探り、エビデンスに基づいた 回答を導き出すことも期待されている。

がん専門薬剤師は、多くの臨床課題を研究によって明らかにして発表している。3 ケ月研修やその 後の研修施設での成果を紹介したい。

1) 乳がん化学療法における爪に対する副作用の実 態調査¹⁷⁾

乳がんの術前あるいは術後化学療法で、標準的 に用いられていたアンスラサイクリン系抗がん剤 とタキサン系抗がん剤を用いた化学療法では、爪 の着色、変形を訴える患者が添付文書より多いこ とに着目し、実態調査を行った。外来化学療法室で 治療を受ける患者を対象として、爪の副作用の発 現状況、発現時期、用いられたレジメンを調査した 結果、EC(Epirubicin + Cyclophosphamide)または FEC (5FU + Epirubicin + Cyclophosphamide) 療法を 受けた患者では、2 クール目から 3 クール目に爪の 副作用が起きる頻度が高いが、EC または FEC から DOC (DOC: docetaxel) に移行した患者では、より早 期に副作用が見られることがわかった。また、EC や FEC では、Grade 1 の副作用がほとんどであった が、DOC に移行すると、より多彩な副作用が見ら れ、Grade 2 の副作用が 57%になることも明らかと なった。これらのことから、添付文書で報告されて いるよりも、実際の爪の副作用の頻度は高く、用い られるレジメンによる発現時期を考慮し、患者に 爪の観察と皮膚科受診勧奨等の対処法を指導する ことが重要であることがわかった。

シスプラチン投与後の低ナトリウム血症への対応¹⁸⁾

骨軟部腫瘍に対し、シスプラチンを含む化学療 法を実施した患者で、治療開始4日目~5日目に低 ナトリウム血症を繰り返す症例を経験し、検査値 を元にナトリウムの排泄率、血症浸透圧等を算出 し、抗利尿ホルモン分泌不適合症候群と腎尿細管 障害の鑑別を行い対処法の検討を行った。レジメ ンを見直した結果、4日目からナトリウムの総投与 量が減少することがわかった。ナトリウムは、輸液 中のみならず他の投与薬剤にも含まれることから、 レジメン全体のナトリウムの総投与量を算出し、 注意が必要であることを報告した。また、シスプラ チンなど腎障害を引き起こしやすい抗がん剤の投 与時には、低ナトリウム血症を認めた場合、尿中 N-アセチルグルコサミニダーゼの測定を行うことで、 早期の腎尿細管障害発見につながることがわかっ た。

3)シスプラチン化学療法時の吃逆の危険因子に関 する検討¹⁹⁾

シスプラチンを含む化学療法を施行された患者 で、吃逆の副作用が起きることが多いことから、吃 逆の危険因子と有効な対処法について検討した。 シスプラチン投与患者 162 名中 40 名(25%)の患 者に吃逆が発現しており、男性、シスプラチンの投 与量、デキサメサゾン投与量 16 mg/day 以上、グラ ニセトロン投与量 6 mg/day 以上で、有意差を認め た(Fig.5)。吃逆は、初回投与時に出現することが 多く(55%)、投与を繰り返すと頻度が減少する。 夜間の睡眠を阻害する例も 30%に見られたことか ら、早期の対応が重要であり、効果的な治療として、 事前に準備可能で適応があるクロルプロマジンや メトクロプラミドの有用性が示唆された。

4) がん化学療法時のステロイド連日投与が発熱性 好中球減少症の診断と抗菌薬投与を遅らせる可能 性²⁰⁾

発熱性好中球減少症は、がん化学療法によって 骨髄抑制を起こしている患者にとって致命的な状 況をもたらす可能性があり、適切な抗菌薬投与が 望まれる。しかし、がん化学療法でステロイド剤を 用いると発熱が抑制され、抗菌薬投与が遅れる可 能性がある(Fig. 6)。ステロイド投与量と抗菌薬 投与までの時間を調べた結果、ステロイドを連日 投与するレジメンにおいて、体温が37.5度以上に なるまでの時間とプレドニゾロンの投与量には正 の相関性があることが判明した(Fig. 7)。つまり、 実際には発熱性好中球減少症を引き起こしている にも関わらず、発熱が抑制されているために、抗菌

	7.2722		1022	95% confidence interval
Risk Factor	OR	95%CI	Р	
age	0.97	(0.92-1.02)	0.26	+
sex	8.18	(1.5-45.6)	0.02	
lung cancer	0.37	(0.06-2.2)	0.28	
gastric cancer	1.02	(0.09-11.0)	0.99	
CDDP+DTX	3.15	(0.63-15.8)	0.16	
CDDP+ADM+CAF	0.84	(0.07-10.5)	0.89	
CDDP dose	1.03	(1.01-1.06)	0.04	=
cortico steroid	863.6	(0-8*10 ²⁶)	0.81	
dexamethasone(≧16mg)	19.4	(3.9-95.2)	< 0.001	
5HT3antagonist	7974	(0-1*10 ⁴⁰)	0.83	
granisetron (6mg/day)	20.9	(3-143)	0.002	
				0.01 0.1 1 10 100 1000

Fig. 5 Risk Factors of hiccups, adjusted odds ratio by multiple logistic regression.

Patients who received cisplatin-containing chemotherapy at Kanazawa University Hospital or National Hospital Organization Kanazawa Medical Centre, from April to September in 2007. There were 40 patients with hiccups and 122 patients without hiccups. All risk factors adjusted odds ratio by multiple logistic regression method. (Ref. 19)



Fig. 6 Definition expressing the degree to which febrile neutropenia Definition expressing the degree to which febrile neutropenia is blunted. The gray line shows examples of body temperature variation. TBRE: the time to body temperature reaching 37.5°C from the time when body temperature exceeded the baseline temperature, TABE: the time to antimicrobial administration from the time when body temperature exceeded the baseline temperature, TABR: the time to antimicrobial administration from the time when body temperature reached 37.5°C. The judgment of exceeding baseline temperature was defined as directly related to reaching 37.5°C. TABR values can be negative. (Ref. 20)



Fig. 7 Correlation between TABE and daily dose of prednisolone in the multiday group

Correlation between TABE and daily dose of prednisolone in the multiday group. TABE increased with an increase in the daily dose of prednisolone (R = 0.45, P = 0.003, Spearman' s rank correlation coefficient). TABE: the time to antimicrobial administration from the time when body temperature exceeded the baseline temperature. (Ref. 20)

薬投与が遅れる可能性があることを証明した。発 熱性好中球減少症診療ガイドラインで指摘されて いる「ステロイド投与が発熱を不顕化する可能性」 を初めて検証し、臨床現場への警鐘となった論文 となった。

これらの研究が示すように、がん化学療法時の 支持療法は、治療を継続する上で必須のことであ り、薬剤師の貢献が大きい。最近は、がん専門薬剤 師による薬剤師外来が設けられている病院も多く、 あらかじめ服薬状況や副作用症状などを薬剤師外 来で確認し、医師に情報提供したり、支持療法を提 案することが報告されている²¹⁾。また、がん化学 療法が外来通院に移行し、がん治療を受けながら 日常生活を送る患者が増えたことから、副作用症 状が起きやすい時期に電話でフォローすることで、 患者のアドヒアランスが向上し、治療期間の短縮 にもつながる²²⁾。

免疫チェックポイント阻害剤で新たに問題となってきた免疫関連の副作用は、従来の殺細胞性抗がん剤とは全く異なるプロファイルを持っているため、診療科横断的な注意と支持療法が必要となる。がん専門薬剤師は、これら抗がん剤によって引き起こされる複雑な副作用に対し薬学的観点から、 チーム医療に貢献していることも報告されている²³。

Hashimotoらは、薬剤師主導の臨床試験として、 オランザピンを標準制吐療法に上乗せする臨床試 験を行い、シスプラチンベースの高度催吐性化学 療法へのオランザピンの有用性を示した²⁴⁾。現在、 制吐剤適正使用ガイドラインの高度催吐性リスク のレジメンに対し、5-HT3受容体拮抗薬、NK1受容 体拮抗薬、ステロイドにオランザピンを加えた4剤 が標準療法として認められるが、その根拠ともな った。支持療法だけでなく、がん専門薬剤師が安全 な化学療法や医療経済に貢献した報告もある。 Saito らは、レジメン審査において 33.9%に疑義紹 介を行い、84.5%が採択されたことを報告している ²⁵⁾。またレジメン審査にあたっては、がん専門薬剤 師がチェックリストを示すことで、資格を持って いない薬剤師でも基本的なレジメン審査を効果的 に行い、その後にがん専門薬剤師が確認すること でより多くの疑義紹介を行うことができたとして

いる。他にも、がん専門薬剤師が、がん化学療法支援を行うことで、医療経済的に有益であることが明らかになる²⁰など、多くのアウトカムが報告されている。

抗がん剤調製がロボットに移行していることで、 がん専門薬剤師は、患者のもとに行く時間をより 多く確保することができるようになり、その役割 は、さらに広がっていくと考えられている。

11. おわりに

がん化学療法では、抗がん剤の副作用として、 口内炎、末梢神経障害、骨髄抑制、皮膚障害、聴覚 障害、腎障害、肝障害、便秘、下痢、血栓塞栓症、 腫瘍崩壊症候群など実に様々な症状が引き起こさ れるため、薬剤師が事前に患者に初期症状を伝え たり、対処法を指導することで患者に大きな利益 がもたらされる。科学の進歩によって、遺伝子レベ ルでの情報が増え、新規作用機序の抗がん剤が、コ ンパニオン診断薬とともに使われるようになり、 予期せぬ副作用も多く報告されている。また、免疫 チェックポイント阻害剤では、免疫系の生体反応 による有害事象も引き起こされる。がん専門薬剤 師に求められることは、ますます多くなる。

Holle らは、がん専門薬剤師の存在は、患者の安 全、アドヒアランスの向上、患者満足度の向上にも つながり、経済的にも効果がある。がん専門薬剤師 が介入することで、がん患者の予定外通院が減り、 医師や医療スタッフの業務軽減にもつながる上、 腫瘍内科医が不足している中、がん専門薬剤師は チームに不可欠の存在であると報告している²⁷⁰。 日本においても、がん専門薬剤師が臨床でがん化 学療法の安全と効果を担保していくことは、がん 患者だけでなく、その家族や医療者にとっても大 きな利益となるであろう。

米国では、PharmDを取得している大学教員で、 PhD を取得している教員はほとんどいないという 報告がある²⁸⁾。しかし、日本では、臨床系教員の多 くが学位を取得しており、近年、臨床現場のがん専 門薬剤師でも、学位を取得する薬剤師が増加して きた。科学者としての教育を受けた日本の薬剤師 は、自分の目で事実を確かめて解決する能力があ ると期待される。日本医療薬学会のがん専門薬剤 師認定委員会には、能力向上小委員会という委員 会があり、がん専門薬剤師を対象として、アドバン スド研修、がん専門薬剤師全体会議を開催し、資格 取得者の知識や技術の維持向上の支援を行ってい る。これらの活動では、最新の知識の提供や、全国 のがん専門薬剤師同士が集い高いモチベーション を保つことに役立っている。がん専門薬剤師の数 はまだ不十分であり、がん診療拠点病院であって も、がん専門薬剤師がいない病院もある。今後も、 さらなるがん専門薬剤師の育成が必要である。

不治の病の印象が強かった「がん」は、近年の 医療の進歩とともに、治癒あるいは共存が望める ようになってきた。患者が治療を受けながら、がん とともに生活や仕事を継続できるようにすること、 がんによる疼痛や精神的苦痛を軽減することに、 がん専門薬剤師は貢献している。

謝辞

筆者は、愛知学院大学に赴任してから、まだ日 が浅いが、臨床現場では長くがん専門薬剤師の育 成に携わってきた。きっかけは、骨肉腫患者への安 全で効果的ながん化学療法の提供であった。当時、 金沢大学整形外科で行われていたカフェイン併用 療法の効果と安全性に関して、患者のカフェイン 血中濃度測定²⁹と、動物実験による効果の検証³⁰⁾ を行った。骨肉腫患者は若い年代が多く、彼らを少 しでも助けたいという一心で研究を進めたことが、 がん専門薬剤師取得につながったことは、自分に とって予想外であった。金沢大学附属病院では、3 ケ月研修で13名のがん専門薬剤師を取得したこと も望外の喜びであった。後に異動した金沢市立病 院においても2名のがん専門薬剤師を育成した。

これらの活動は、本文中で述べたように、第3 次対がん10か年総合戦略による日本病院薬剤師会 からの助成、北陸がんプロフェッショナル養成コ ースからの補助、科学研究費補助金(奨励研究 24929009)、石川県高度専門医療人材育成事業の助 成(2013年度-2022年度)を受けて実施すること ができた。また、MSKCCへの研修には、平成23年 度小林がん学術振興会からの助成を受けた。がん 医療を取り巻く環境や、薬剤師を取り巻く環境が 大きく変化した時代において、これらの助成は極 めて有効で貴重であった。

最後に、がん専門薬剤師制度の設立・運営に尽 力された日本病院薬剤師会諸氏、日本医療薬学会 諸氏、研究の遂行及び研修にご指導いただいた宮 本謙一先生(金沢大学名誉教授)、がん専門薬剤師 の育成に共に携わってくれた石川県がん専門薬剤 師の諸氏に心から感謝する。

開示すべき利益相反はありません。

REFERENCES

- 厚生労働省令和4年人口動態統計月報年計(概数)の概況, https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai22/ dl/kekka.pdf, (accessed Oct. 23, 2023).
- 第 3 次対がん 10 か年総合戦略について, https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/07/h0725-3.html, (accessed Oct. 23, 2023).
- がん対策推進基本計画の概要, https://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/06/dl/s0615-1b.pdf, (accessed Oce. 23, 2023).
- 4. Carter B.L., Drugs Aging, 33, 169-177 (2016).
- 2022 Annual Report, Board of Pharmacy Specialties, Washington DC, 2022.
- 6. 専門薬剤師の必要性と今後の発展-医療の質の向上を支え るために-,日本学術会議,薬学委員会,専門薬剤師分科会, Aug. 28, 2008.
- Saseen J.J., Grady S.E., Hansen L.B., Hodges B.M., Kovacs S.J., Martinez L.D., Murphy J.E, Page R.L.2nd, Reichert M.G., Stringer K.A., Taylor C.T., *Pharmacotherapy*, 26, 1817-1825 (2006).
- 8. 武立啓子, Yakushigakuzasshi, 55, 38-53 (2020).
- 9. 日病薬生涯研修認定制度ガイドライン,日本病院薬剤師会, Apr. 2011.
- 10. 岩本喜久生, Farumashia, 46, 785-789 (2010).
- 11. 後藤伸之, 政田幹夫, 井関健, 直良浩司, 渡辺文子, 平林利 康, 瀬戸山修,真岡泰雄, Nichibyoyakushi, 38, 1001-1005 (2002).
- がんプロフェッショナル養成プランの最終評価結果, https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/gan/_icsFiles/a fieldfile/2012/03/26/1319002_01.pdf, (accessed Oct. 23, 2023).
- 厚生労働科学研究費補助金「国民のニーズに応える薬剤師の専門性のあり方に関する調査研究」総括研究報告書, (2022).
- 14. がん専門薬剤師研修ガイドライン第1版,日本医療薬学会 がん専門薬剤師研修小委員会,Dec. 2012.
- 山田千代子,米澤美和,河原昌美,林誠,菅幸生,高橋喜統, 北國憲剛,山口加代子,柏原宏暢, Zenjibyokyozasshi, 53, 382-385 (2014).
- 16. 櫻井洋臣, 鈴木真也, 川澄賢司, 遠藤一司, *Iryoyakugaku*, 39, 717-725 (2013).
- 竹下英里,橋本秀子,石本聖,河原昌美,橋本政和,宮本謙 一, Iryoyakugaku, 34, 79-84 (2008).

- 山田千代子,河原昌美,長田幸恵,山本憲男,北國憲剛,竹 下英里,森正昭,宮本謙一,Nichibyoyakushi, 44, 587-591 (2008).
- 19. 林誠、杉村勇人、菅幸生、河原昌美、相宮光二、宮本謙一、 Iryoyakugaku, 35, 89-95 (2009).
- Uda H.,Suga Y., Toriba E., Staub AY., Shimada T., Sai Y., Kawahara M., Matsusita R., *J. Pharm. Health Care Sci.*, 2019 Feb 4:5:3., doi: 10.1186/s40780-018-0130-2.
- Suzuki H., Suzuki S., Kamata H., Sugama Y., Demachi K., Ikegawa K., Igarashi T., Yamaguchi M., *J. Oncol. Pharm. Pract.*, 25, 1558-1563 (2019).
- Tsumura S., Shimose S., Nizeki T., Kuboyama E., Iwamoto H., Tanaka M., Morimiya E., Shirono T., Takaki T., Noda Y., Nakano M., Inoue M., Tsustumi K., Kuromatsu R., Koga H., Higuchi K., Kawaguchi T., *J. Gastroenterol. Hepatol.*, 38, 1140-1147 (2023).
- Saito Y., Uchiyama K., Sakamoto T., Yamazaki K., Kubota K., Takekuma Y., Komatsu Y., Sugawara M., *Biol. Pharm. Bull.*, 43, 1969-1974 (2020).
- 24. Hashimoto H, Abe M, Tokuyama O, Mizutani H, Uchitomi Y, Yamaguchi T, Hoshina Y, Sakata Y, Takahashi TY, Nakashima K, Nakao M, Takei D, Zenda S, Mizukami K, Iwasa S, Sakurai M, Yamamoto N, Ohe Y., *Lancet Oncol.*, 21, 242-249 (2020).
- 25. Saito Y, Uchiyama K, Sakamoto T, Kubota K, Oki H, Iwai M, Takekuma Y, Komatsu Y, Sugawara M., *Biol Pharm Bull.*, 44, 293-297 (2021).
- 26. 佐藤淳也, 照井一史, 藤田祥子, 早狩誠, Nichibyoyakushi, 43, 1179-1181 (2007).
- 27. Holle LM., Segal EM., Jeffers KD., *Pharmacy*, 2020, Jul. 25, 8, 130, doi: 10.3390/pharmacy8030130.
- 28. 桐野豊, Yakugakukyoiku, 6, 1-16 (2022).
- Kawahara M., Kagiyama H., Kanazawa Y., Tsuchiya H., Tomita K., Yokogawa K., Miyamoto K., *Biopharm. Drug Dispos.*, 25, 61-67 (2004).
- Kawahara M., Takahashi Y., Takazawa K., Tsuchiya H., Tomita K., Yokogawa K., Miyamoto K., *Anticancer Res.*, 28, 3A, 1681-1685 (2008)